

商品概要説明書ーりそな財産形成年金信託ー

2014年12月22日現在

項 目	内 容
1. 商品名	りそな財産形成年金信託
2. ご利用者	<ul style="list-style-type: none"> ●事業主が導入した財形制度に加入した当該事業主の従業員（勤労者）で加入時の年齢が満55歳未満であること。また、他の金融機関との間に財形年金貯蓄契約を結んでいないこと。 ●全取扱機関を通じて1人1契約であること。
3. 期 間	5年以上 毎年1回以上一定の時期に積み立てが必要ですが、2年未満（海外勤務は7年）に限り中断可。
4. 運用の 基本方針	安定した収益の確保を目標として、堅実な運用を行います。
5. 運用制限	ありません。 (信託財産運用には貸付金、株式等があり、約款第3条に規定しています。)
6. 預入方法	積立金は、毎月の給与または賞与から天引してお預入れいただけます。 ・5年以上の期間にわたって、毎年一定の時期にお預入れいただきます。
預入金額	1,000円以上（100円単位）
7. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ●満60歳以降ご希望のときから、5年以上20年以内の間で、定期的（3ヵ月毎、年4回）年金をお受取りいただけます。 ●年金の受取方式として①定額方式、②逓増方式（年5%の定率で年金受取額を増額する方式）、③元本均等方式の3通りあります。
年金受取開始日	満60歳に達した日以降で積立期限の属する3ヵ月以降かつ5年以内の日となります。
8. 収 益 金	
予定配当率の 適用方法	<ul style="list-style-type: none"> ●預入日に店頭に表示する5年ものの予定配当率を適用します。 ●お預入れ後、適用する予定配当率を原則として3月および9月の各26日に変更し、当日の店頭に表示する予定配当率を同日以降適用します。
収益金の お支払い	毎年3月と9月の各26日に元本に組入れます。
9. 収益金の計算	毎年3月と9月の各26日にお支払いする収益金は、半年間の利益より信託報酬、諸経費等を控除した金額とします。
10. 信託報酬	元本に対して、年0.01/100から 5/100の範囲内で申し受けます。
11. 手 数 料	ありません（ただし、後記12の場合を除きます）。
12. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●年金支払以外の解約はできません。 ●信託期間が7年経過する前に、やむを得ない事由で解約される場合は、お預入れの元本を損なわない範囲で店頭に表示する手数料がかかります。 ・信託期間が7年経過後の解約については、手数料はいただきません。
13. 預金保険適用 、元本補てん 契約の有無	<ul style="list-style-type: none"> ●この信託は、預金保険制度の対象となります。 ●元本はりそな銀行が保証します。

りそな銀行

項 目	内 容
14. 利益補足契約の有無	利益の補足は行いません。
15. 当社が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 信託協会 連絡先 信託相談所 電話番号 0120-817335または03-6206-3988
16. その他ご留意いただく事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 予定配当率は保証されたものではなく、実際の配当率が予定配当率を下回る可能性があります。 ● 財産年金貯蓄の非課税制度を利用でき、財形住宅貯蓄と合算して550万円まで非課税になります。 ● 年金以外の要件でお引出しされた場合は要件違反となり、お引出し日から5年間のさかのぼって、その間に生じた収益金全額の20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）が源泉徴収されます。 ● ただし、年金受取り開始後5年後の応当日以後であれば、引出し日以後の収益金の20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）が課税されるのみで、5年間のさかのぼって源泉徴収はされません。 ● 収益金の組入れ、積立金の入金等により財形年金の残高が非課税限度額を超過した場合は、以後収益金の20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）が源泉徴収されます。 ただし、据置期間中の予期せぬ金利上昇で財形年金の残高が非課税限度額を超えた場合は、その時点で発生する収益金全額を非課税扱いでお引出しすることができます。 ● 追徴税のお支払いが、その法定納期限（遡及開始日の属する月の翌月10日）の翌日以降の日となるときは、延滞税、不納付加算税が徴収されますのでご注意ください。 ● 配当率の変動により年金受取終了月前に年金のお受取りが終了することがあります。これに対応して年金受取期間の2分の1が経過していれば、当初の年金受取期間にわたり年金が受け取れるよう受取額を変更する取扱いもできます。 ● 元本均等方式の場合、毎回の受取額の元本部分は同額ですが、利息部分については変動します。 ● この信託は「合同運用指定金銭信託約款（りそな財産形成信託）・取扱規定書」によりお取扱いいたします。本商品をご利用の際には、必ず本約款をご覧ください。